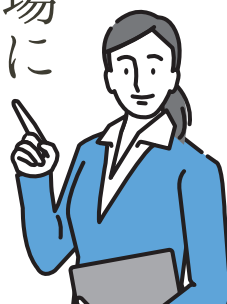




島根県は、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすために「時間の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上を本年度導入した事業者に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています)(詳細は下欄参照)。

積極的なコミュニケーションで 子育てしながら働きやすい職場に



育休から職場復帰した藤本さん(右)と盆子原さん(左奥)

クリーニング・理美容・介護の各事業を通じて、豊かで健康的な社会生活に貢献している(株)チャームランドリー(浜田市下府町、高橋正昌代表)。昨年10月、従業員の出産ラッシュや育児利用者が多かった時期に、タイミング良く商工会より奨励金の案内があり、時間単位の年次有給休暇制度を導入した。パート・アルバイト含む全従業員128名のうち、子育て世代は7名が制度を利用する。また今年2月

に就業規則を改定し、育児短時間勤務制度も3月から拡充。就業規則の改定や勤怠管理等は、商工会からのサポートにより、円滑に導入できた。全ての世代が利用しやすい制度で、年中無休の店舗でも、様々な事情に応じた柔軟な働き方をしてもらえるようになったという。

同社が事業展開をする理美容室・メリィ・メリィ・ヘアハウス浜田店に美容師として勤務する藤本真子さん、盆子原朋美さんは、

育休後に現場に復帰し、現在はそれぞれ3児、2児の子育て中。子どもの急な体調不良には時間休で対応する、送迎の時間にシフトを合わせるなど制度を活用している。育休中は本社との連絡をまめに行っており、書類のやりとりの最中に「体に気を付けてね」など労いの一言が添えられ、あたたかい気持ちで職場復帰をすることができた。子育てに関する情報等は事務の担当者より積極的に紹介があり、制度を利用しやすい雰囲気になれている。「子どもたちが健康で幸せであることを願いながら、自らも健康で素敵に歳を重ねていきたい」と語る。



自宅で子どもたちに読み聞かせをする藤本さん

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します

令和3年3月31日までに制度を導入、
令和4年3月31日までの申請について

奨励金

20万円 上限額
[1制度導入] 40万円

※令和3年4月1日以降に制度を導入した場合は、
10万円/1制度(上限20万円)となります。

支給要件

常勤労働者数50人未満の
島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のア・イの制度を令和2年度内に導入し、令和2年度内または令和3年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の年次有給休暇制度

(対象) 18歳までの子どもがいる労働者
(性別は問いません)

イ 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
(対象) 小学6年生以下の子どもがいる労働者
(性別は問いません)

出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます

労働者数に応じて

奨励金 10万円・20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

休業期間に応じて

奨励金 10万円・20万円・40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590

詳細は島根県
女性活躍推進課の
ホームページを
ご覧ください。

